

観光資源の保全等のための支援事業実施要綱

4 産労観受第 567 号

令和 4 年 6 月 14 日

4 産労観受第 1680 号

令和 5 年 3 月 29 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、観光資源として活用されている施設や技術等を有する観光関連事業者を支援することで、都内の観光資源を保全し魅力発信につなげていく「観光資源の保全等のための支援事業」(以下、「本事業」という。) の実施について、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本事業における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「観光施設」とは、観光関連事業者が都内で所有する建物で、概ね築 50 年以上が経過し、観光資源として東京の魅力発信に資するものとする。ただし、特に観光資源として活用すべきと考えられるものを除き、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定により指定または登録された有形文化財及び東京都景観条例(平成 18 年東京都条例 136 号)の規定により選定された東京都選定歴史的建造物は含まないものとする。
- (2) 「技術等」とは、観光関連事業者が有する、概ね 50 年以上の実績がある技能・技術で、観光資源として東京の魅力発信に資するものとする。
- (3) 「取扱 C F 事業者」とは、本事業において都が選定するクラウドファンディング事業者とする。
- (4) 「重点エリア」とは、観光資源を面的に保全する必要が特に認められるエリアとして、都が指定するものをいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業は、以下のとおりとする。

- (1) クラウドファンディングを活用した資金調達事業(以下「C F 事業」という。)
- 観光関連事業者が、以下のいずれかに該当する事項について、取扱 C F 事業者が提供するサービスを利用し、クラウドファンディングを通じた資金調達を行う取組
- ① 観光施設の維持・保全を目的とした取組
 - ② 技術等の維持・保全を目的とした取組
- (2) 観光資源の保全等のための補助事業(以下「保全事業」という。)
- 観光関連事業者が実施する、以下のいずれかに該当する取組
- ① 観光施設の維持・保全に必要となる工事等

② 技術等の維持・保全に必要となる人材確保・育成、広報 PR 等

(保全事業の実施体制)

第4条 都及び公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、令和4年3月11日付
3産労観受第2419号「観光産業の活性化推進事業実施要綱」（以下「観光産業実施要綱」と
いう。）第3条に基づき、保全事業を実施する。

2 保全事業について、都は、重点エリアの募集及び指定、並びに支援対象者の募集、審査及
び決定を行い、財団は、都が支援対象として決定した観光関連事業者への支援を行う。

(補助対象者)

第5条 本事業において支援の対象とする観光関連事業者は、以下に定める要件をすべて満
たすものとする。

(1) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

(2) 以下のいずれかに該当すること。

ア 東京都内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け
て、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている宿泊事業者

イ 東京都内に本社又は主たる事業所があり、かつ旅行業法（昭和27年法律第239号）
第3条の規定に基づく登録を受けている旅行事業者

ウ 東京都内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）で定める飲食店営業又は
喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている飲食事業者

エ 東京都内において販売場を常設し、営業を行っている小売事業者

オ その他東京都内において、旅行者向けのサービス開発・提供や商品開発・製造・販売等
を行っている者

(3) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」とい
う。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、
暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又
は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

(4) 観光施設または技術等を有していること。

(5) 財団・東京都中小企業振興公社・国・都道府県・区市長村等から補助事業の交付決定取
消等を受けていないこと、又は法令違反等不正の事故を起こしていないこと。

(6) 同一テーマ・内容で、財団・東京都中小企業振興公社・国・都道府県・区市町村等から
補助を受けていないこと。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものに
ついては、この限りでない。

(重点エリアの指定)

第6条 知事は、重点エリアの指定にあたり、地域の企業等から構成される協議会等が策定す
る計画を公募する。

- 2 前項の公募に応じる協議会等は、別に様式を定める計画書を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項による計画書の提出があった中から、別に定める審査会において審査に諮った上、適正と認められる計画が提案された地域を、重点エリアとして指定する。

(公募)

- 第7条 知事は、本事業の支援の対象となる観光関連事業者を公募する。
- 2 前項の公募に応じる申請者は、別に様式を定める事業の概要等を記載する書面（以下「事業計画書」という。）を知事に提出するものとする。
 - 3 第1項の公募に応じる申請者は、同一の施設または技術等について、C F事業及び保全事業のいずれか一方にのみ申請を行うことができるものとする。

(補助)

- 第8条 知事は、C F事業について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助する。
- 2 知事は、保全事業については、前条による事業計画書の提出があった中から、別に定める審査会において審査に諮った上、適正と認められる事業を提案した申請者を支援の対象として決定する。
 - 3 知事は保全事業の審査にあたり、地元区市町村への意見照会を行うものとする。
 - 4 支援対象者選定後、財團は、観光産業実施要綱別表(10)の定めに従い、保全事業を実施する。
 - 5 その他審査及び決定に必要な事項は、別に定める。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和4年6月15日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。